別表第３の１の注10中「若しくは旧法施設支援を受けている間」を削り、「児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている」に改め、同表第３に次のように加える。

4　喀痰吸引等支援体制加算	100単位

注　指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注７の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第４の１のイ中「254単位」を「251単位」に改め、同１のロ中「402単位」を「398単位」に改め、同１のハ中「584単位」を「579単位」に改め、同１のニ中「732単位」を「726単位」に改め、同１のホ中「880単位」を「872単位」に改め、同１のヘ中「1,028単位」を「1,019単位」に改め、同１のト中「1,176単位」を「1,166単位」に改め、同１のチ中「1,324単位」を「1,313単位」に改め、同１のリ中「1,472単位」を「1,460単位」に改め、同１のヌ中「1,620単位」を「1,607単位」に改め、同１のル中「1,768単位」を「1,753単位」に改め、同１のヲ中「1,916単位」を「1,900単位」に改め、同１のワ中「2,064単位」を「2,047単位」に改め、同１のカ中「2,212単位」を「2,194単位」に改め、同１のヨ中「2,360単位」を「2,341単位」に改め、同１のタ中「2,508単位」を「2,487単位」に改め、同１の注９中「若しくは旧法施設支援を受けている間」を削り、「児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている」に改め、同表第４に次のように加える。

4　喀痰吸引等支援体制加算	100単位

注　指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注６の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第５の１のイ及びロを次のように改める。

イ　療養介護サービス費

⑴　療養介護サービス費(I)	
㈠　利用定員が40人以下	896単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	877単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	861単位
㈣　利用定員が81人以上	850単位
⑵　療養介護サービス費(II)	
㈠　利用定員が40人以下	653単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	623単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	599単位
㈣　利用定員が81人以上	586単位
⑶　療養介護サービス費(III)	
㈠　利用定員が40人以下	516単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	491単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	480単位
㈣　利用定員が81人以上	472単位
⑷　療養介護サービス費(IV)	
㈠　利用定員が40人以下	413単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	381単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	368単位
㈣　利用定員が81人以上	359単位
⑸　療養介護サービス費(V)	
㈠　利用定員が40人以下	413単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	381単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	368単位
㈣　利用定員が81人以上	359単位

ロ　経過的療養介護サービス費

⑴　経過的療養介護サービス費(I)	
㈠　利用定員が40人以下	867単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下	867単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下	861単位
㈣　利用定員が81人以上	850単位
⑵　経過的療養介護サービス費(II)	586単位